

議 第 60 号

令和5年7月27日提出

熊本博物館協議会の委員の委嘱について

熊本博物館協議会の委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

博物館法(昭和26年法律第285号)第20条、第21条及び第22条並びに熊本博物館条例(昭和28年条例第61号)第5条の規定により、熊本博物館協議会の委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会会議の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本博物館協議会委員名簿（案）

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備考
学識者	松下 純一郎	熊本県文化協会 副会長	再任
学識者	鈴木 寛之	熊本大学文学部 准教授	再任
学識者	鶴嶋 俊彦	肥後考古学会 副会長	再任
学識者	渡辺 智恵美	別府大学文学部 教授	新任
学識者（議会）	田島 幸治	熊本市議会教育市民委員会 委員長	新任
学識者	池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員	新任
社会教育	早田 章子	熊本県立美術館 館長	再任
社会教育	松永 築	熊本県博物館ネットワークセンター 所長	再任
一般公募	日高 未佳子	公募委員	新任
一般公募	水洗 美津代	公募委員	再任
家庭教育	清田 晃子	熊本市PTA協議会 常任理事	新任
学校教育	坂田 孝久	鹿南中学校 校長	新任
学校教育	太良木 香江	秋津小学校 校長	新任

任 期：令和5年（2023年）8月1日から令和7年（2025年）7月31日まで

熊本博物館協議会委員 新規委嘱者一覧

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備考
学識者	渡辺 智恵美	別府大学文学部 教授	専門分野：保存科学
学識者（議会）	田島 幸治	熊本市議会教育市民委員会 委員長	教育市民委員会 委員長
学識者	池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員	専門分野：地史古生物学
一般公募	日高 未佳子	公募委員	社会教育分野
家庭教育	清田 晃子	熊本市PTA協議会 常任理事	熊本市PTA協議会推薦
学校教育	坂田 孝久	鹿南中学校 校長	中学校校長会代表
学校教育	太良木 香江	秋津小学校 校長	小学校校長会代表

関係法令（参考）

○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号)

第二十条

公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条

博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○熊本博物館条例（昭和28年11月7日 条例第61号）

第5条 法第20条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員は、再任されることができる。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年11月14日 教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づく教科用図書の採択に関すること。
- (5) 人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (10) 教育予算の見積りを決定すること。
- (11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。